

歴史文化に彩られ、暮らしと自然が一体となった景観づくりを目指して

平泉文化揺籃の地景観計画を策定

市は「平泉文化揺籃の地景観計画」を策定しました。対象となる区域は、白鳥館遺跡や長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡を含む前沢区と衣川区の一部です。この区域は、平泉文化ゆかりの地として、歴史・文化的景観や農村風景が残されています。この計画は住宅の新築や開発行為などに基準を設け、後世にその景観を残すための計画です。

計画策定の目的

前沢区と衣川区の一部地域は、歴史・文化的景観や農村風景が残っています。清掃活動や歴史シンポジウムの開催など、地域で景観を守る活動も行われてきました。地域の特性に応じた、きめ細やかな景観形成を図ることがこの計画の目的です。

景観計画の区域

計画区域は、「白鳥館遺跡周辺景観形成計画」、「長者ヶ

原廃寺跡周辺景観形成計画」の区域に加え、県の「平泉周辺景観形成重点地域（古戸地区周辺）」を合わせた区域です。この区域には景観特性の異なる地区が存在。その特性に合わせて、①歴史景観地区（農村・自然・歴史景を保全する区域）②風土景観地区Ⅰ・Ⅱ（歴史景観とその周辺地域と緩衝する区域）③一般景観地区（風土景観地区調和の取れた都市的景観を調和する区域）の3つの区域に分けて景観形成の基準を設けました。

基準を設けて景観を守る

10月1日以降に着手する、計画区域内で建物の建築や開発行為を行う場合は、市へ届出が必要になります。建物の場合、外壁・屋根に使用できる色や建物の配置などに基準を設けています。また土石の採取や、堆積も基準を設けました。

先人たちが築き上げた素晴らしい景観を後世に残すため、住民・行政・事業者が協力して、景観を活かしたまちづくりを進めましょう。

■問い合わせ先Ⅱ本庁都市計画課計画係（内線522）

届出の対象行為

建築物の建築など、景観に与える影響が大きい開発行為は、一定規模を超える場合は届出の対象となります。

（主な届出対象行為の抜粋）

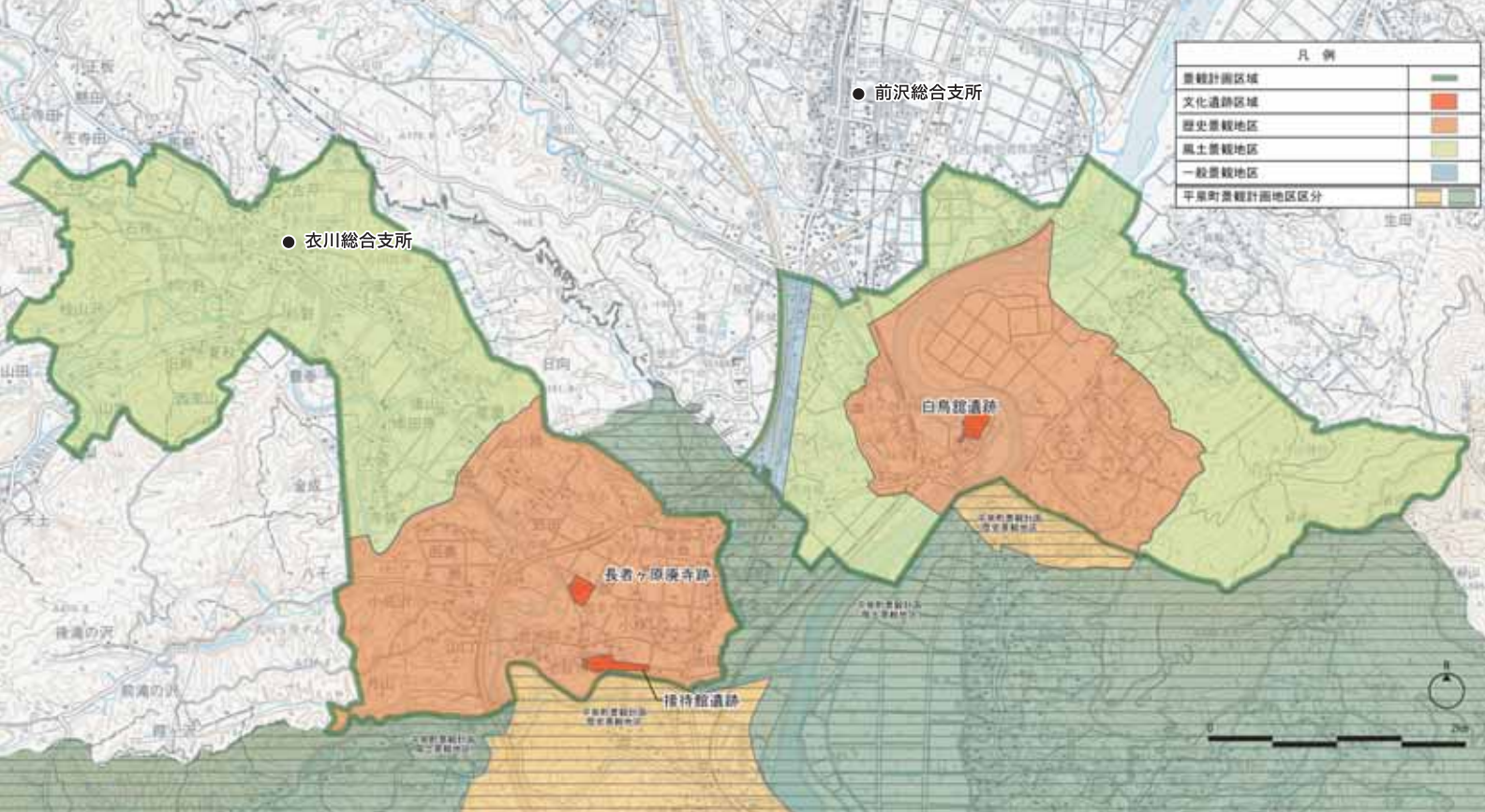
項 目		規 模
建築物の新築		全ての建築物
工作物	よう壁、塀	高さが1.5 mを超えるもの
	電柱、空中線など	高さが10 mを超えるもの
	自動販売機（屋外）	高さ1 mを超えるもの
土地の形質の変更		のり面もしくは、よう壁の高さが1.5 mまたは面積300㎡を超えるもの
木竹の伐採		高さ10 mまたは面積が300㎡を超えるもの
90日を越える屋外における物件の堆積		高さが1.5 mまたは堆積面積が50㎡を超えるもの

景観形成基準

届出対象行為に関する良好な景観形成のための基準を定めています。

（主な基準の抜粋）

項目		歴史的景観区域	風土的景観区域	一般景観区域
指 針		伝統的な様式または、伝統的な様式を基調とするような和風の木造建築		景観的特性を阻害しないように配慮
構 造		和風の木造建築		—
形態意匠	屋 根	・屋根勾配 3/10 ～ 5/10 ・入母屋、寄せ棟 ・色彩は低明度低彩度（色調は指定）		色彩は低明度低彩度（色調は指定）
	外 壁	塗り壁調（レンガ調やタイル調は不可） 色彩は低明度低彩度（色調は指定）		
高 さ		10 m以下	13 m以下	
壁面の位置		前面道路から 1 m以上後退（1000㎡ をこえる建物は 3 m以上）		
建築設備など		道路などの公共空間から見えない位置に設置		
緑 化		道路に面する側は緑化 敷地面積の 6 %以上目標	道路に面する側は緑化 敷地面積の 3 %以上目標	



緑色の線の内側が景観計画の対象となる区域（前沢区と衣川区の一部）



景観計画区域内のモデル的な住宅

【構造】
○和風の木造建築が基本

【高さ】
○10m以下

【外壁】
○塗り壁調（レンガ調・タイル調は不可）
○指定色（低明度低彩度）
○前面の道路から1m以上後退

【緑化】
○敷地面積の6％以上目標

【屋根】
○勾配 3/10～5/10が基本
○材料 和瓦、金属板が基本
○形状 入母屋、切り妻、寄せ棟が基本
○軒の出 60cm以上
○ケラバの出30cm以上
○指定色（低明度低彩度）

【垣、柵】
○生垣や板塀が基本